

令和6年度

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合

市町村特別会計（橿原市）歳入歳出決算審査意見書

橿原市監査委員

檀 監 第 9 7 号
令和7年7月25日

檀原市長 亀 田 忠 彦 様

檀原市監査委員 久保田 幸治

檀原市監査委員 中 面 達 也

檀原市監査委員 奥 田 寛

令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合
市町村特別会計（檀原市）歳入歳出決算の審査意見について

地方自治法第292条の規定に基づき、地方自治法施行令第5条第3項を準用し、審査に付された令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（檀原市）歳入歳出決算を、檀原市監査基準（令和2年檀原市監査公表第4号）に準拠し審査したので、次のとおり意見を提出する。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の着眼点及び実施内容	1
第4	審査の結果	1
1	決算の状況	2
(1)	歳入及び歳出の決算状況	2
ア	歳入について	2
イ	歳出について	2
(2)	実質収支	2
2	解散に伴う清算	3
第5	審査の意見	3
1	歳入について	3
2	結語	4

凡 例

文中及び各表中の比率等の用法は、次のとおりである。

(1) 比率(%)は、原則として、各計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 「▲」は、負数を示し、増減を示すときは減を表している。

令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合
市町村特別会計（橿原市）歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の対象

- （1）令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（橿原市）歳入歳出決算
- （2）令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（橿原市）歳入歳出事項別明細書及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書

第2 審査の期間

令和7年7月1日から同月25日まで

第3 審査の着眼点及び実施内容

令和7年3月31日をもって奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合（以下「組合」という。）が解散したことに伴い、その事務を承継した橿原市長から提出された令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（橿原市）歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、提出された書類が法令に適合し、かつ、その計数が正確であるか、その他予算の執行状況等についても検証するとともに、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（橿原市）歳入歳出決算書及び決算附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成されているが、計数については一部正確でなかった。なお、審査した限りにおいて予算の執行及び解散に伴う清算手続きについては適正であると認められた。

審査結果の概要は、次のとおりである。

1 決算の状況

(1) 歳入及び歳出の決算状況

ア 歳入について

歳入については、予算現額 7,326,000 円に対し、決算額は 7,317,873 円で、予算現額に対する収入率は 99.9%となっており、差引 8,127 円が予算に比べて減少となっている。

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
諸収入		7,326,000	148,999,749	7,317,873	0	141,681,876	▲ 8,127
	貸付金元利収入	7,316,000	148,997,749	7,315,873	0	141,681,876	▲ 127
	雑入	10,000	2,000	2,000	0	0	▲ 8,000
歳 入 合 計		7,326,000	148,999,749	7,317,873	0	141,681,876	▲ 8,127

イ 歳出について

歳出については、予算現額 7,326,000 円に対し、決算額は 7,317,873 円で、予算現額に対する執行率は 99.9%となっており、差引 8,127 円の不用額となっている。

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
総務費		7,326,000	7,317,873	0	8,127	8,127
	総務管理費	7,326,000	7,317,873	0	8,127	8,127
歳 出 合 計		7,326,000	7,317,873	0	8,127	8,127

(2) 実質収支

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引は 0 円で、翌年度への繰越財源も 0 円となっており、実質収支は 0 円となっている。

(単位：円)

区 分	金 額
歳入総額	7,317,873
歳出総額	7,317,873
歳入歳出差引	0
翌年度への繰越財源	0
実質収支	0

2 解散に伴う清算

歳出総額のうち7,315,873円は本市への返戻金として支出されており、残り2,000円は償還金、利子及び割引料として支出されており、収入済額と支出済額は同額となっている。

また、保有していた債権について、未償還額103,379円については令和7年2月1日に、滞納額については4,988,755円が令和6年12月27日に、141,681,876円が令和7年2月1日に、それぞれ本市へ移管されていることを確認した。

第5 審査の意見

1 歳入について

歳入については、下記「表A」のとおり、調定額148,999,749円に対し、収入済額は7,317,873円、不納欠損額は0円となっており、差引141,681,876円の収入未済額となっている。

しかしながら、解散に伴う清算の中で、令和7年2月1日に滞納額の141,681,876円を含む本市へ移管すべき全ての債権が移管されており、同日時点で組合が収入すべき歳入ではなくなっていることから、下記「表B」のとおり、令和7年3月31日付の解散時点の調定額を7,317,873円に更正し、収入未済額を0円としたうえで決算しなければならなかった。

＜表A：審査に付された決算内容＞

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
諸収入		7,326,000	148,999,749	7,317,873	0	141,681,876	▲ 8,127
	貸付金元利収入	7,316,000	148,997,749	7,315,873	0	141,681,876	▲ 127
	雑入	10,000	2,000	2,000	0	0	▲ 8,000
歳入合計		7,326,000	148,999,749	7,317,873	0	141,681,876	▲ 8,127

＜表B：あるべき決算内容＞

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
諸収入		7,326,000	7,317,873	7,317,873	0	0	▲ 8,127
	貸付金元利収入	7,316,000	7,315,873	7,315,873	0	0	▲ 127
	雑入	10,000	2,000	2,000	0	0	▲ 8,000
歳入合計		7,326,000	7,317,873	7,317,873	0	0	▲ 8,127

以上のとおり、令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（橿原市）歳入歳出決算書の計数については、正確でない。

2 結 語

組合が解散すると、樫原市特別会計に係る債権については本市に帰属することになる。令和7年3月31日の解散に先立ち、未償還額が令和7年2月1日に103,379円、滞納額が令和6年12月27日に4,988,755円、令和7年2月1日に141,681,876円、計146,774,010円が本市に移管された。

スケールメリットを活かして効率的に貸付金を回収するという目的で設立された組合により、効率的に貸付金の回収事務が行われてきたが、滞納額が残った状態で組合が解散され、各市町村に回収の責務が戻ってくることとなった。

今後、各市町村それぞれで債権回収に取り組んでいくことになる。借受人の高齢化や昨今の物価高騰などの経済情勢により、ますます回収は困難を極めることが予想されるが、完済者との公平性の確保のため、借受人本人はもちろん保証人も含め、慎重かつ適正な弁済能力の調査を行い、安易に不納欠損処理を行うことなく、早期の回収に努められたい。

